

はる たか

No. 35

晴天ニュース

平成17年1月 発行

大阪府議会議員
西村はるたか事務所

TEL: 072-277-3814

FAX: 072-277-8794

文化首都・大阪の建設に全力で！

大阪府議会公明党は、大田房江知事に対し、平成17年度の施策と予算編成について要望書を提出しました。(H16.11.29)

大阪府議会公明党は、大田房江知事に対し、平成17年度の施策と予算編成について要望書を提出しました。

席上、公明党から府が先に示した行財政計画改定素案について、府税収入の見込みが甘いと、より厳しい見通しに立った計画の策定を求めました。

西村議員からは、90億円を投じて府立大学農学部大学院をりんくうタウンに移転・新築する案は、行財政改革の取り組みの中で、根拠、実現性を明確に示さない限り府民の理解は得られないと指摘しました。

また、公明党が強く主張し、策定に向け検討中の「文化・芸術振興基本条例」について

は、文化首都・大阪の建設のための有効な戦略を盛り込んだ内容とするよう、さらに、児童虐待防止策の強化、観光振興を推進する「観光局」の設置、子どもの通学路や地域の安全確保の取組強化、新種の詐欺や架空請求に対応した条例の整備などを要望しました。

知事からは、「真摯に受け止め、予算編成に取り組む」との回答がありました。

ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

一部では、景気回復の兆しが見え始めたといわれていますが、中小企業の街である大阪は、まだまだ厳しい状況が続いています。

大阪府政も平成19年度に財政再建団体への転落が危惧されるなど、油断の出来ない一年になりそうです。一方、2月には、堺市と美原町の合併による新市が発足し、いよいよ政令指定都市実現が現実のものとなってきました。

本年も「全力投球！」でがんばる所存ですので、ご指導、ご鞭撻の程、何卒、よろしく願い申し上げますとともに、皆様にとって輝かしく一年となりますことをお祈り申し上げます。

平成17年 正月

大阪府議会議員 西村晴天



必読！ 「裁判所の支払い督促制度を悪用した振込め詐欺（架空請求）」にご注意！

連日、新聞やテレビの報道で振り込み詐欺被害のニュースが報道されていますが、最近は、「簡易裁判所の支払い督促制度（督促手続き・少額訴訟手続き）を悪用した架空請求」のトラブルも発生しています。

今まで、問題としていた単なる架空請求にたいしては、身に覚えが無い以上請求に応じず、書類が届いても無視してきましたが、裁判所の手続きを悪用する形で請求してきた場合は、全く関係の無い請求であっても、そのまま放置する（異議申し立てを2週間以内にしない）と架空の請求が法的に有効な請求になる恐れがあります。この種の書類が、裁判所より届いた場合は、直ちに異議申し立てをするか、消費センターなどに相談して下さい。

【対処のし方の例】

1. 「裁判所」から書類が届いた場合には、身に覚えがなくても放置せず、本当の裁判所からのものであるかを確認する必要があります。

（もし、そのまま放置をすると、不利益を被ることがあります。）ただし、悪質な業者が裁判所からの通知であるかのように装って、偽りの連絡先を記載している場合もあります。その場合、その連絡先にこちらから連絡をすることによって、電話番号などの個人情報を知られてしまう恐れがあります。

したがって、

- （1）記載されている連絡先にはすぐ連絡してはいけません。
- （2）発送元・連絡先が本当の裁判所であるかどうかを、電話帳などで確認しましょう。
- （3）その上で、本当の裁判所の連絡先に連絡して、自分に対して裁判所の手続きが行われているのか、裁判所から通知が出されたのかを確認しましょう。

2. 本当の裁判所からの通知であると確認できた場合

具体的な対応策について弁護士や消費生活センター等に相談する必要があります。

本当の支払督促であった場合

そのまま放置して何も対応しなかった場合には、強制執行されるなどの不利益を被る危険があります。身に覚えがない請求であれば、支払督促を受け取った日から2週間以内に、裁判所に対して「督促異議の申し立て」を行う必要があります。

本当の少額訴訟手続であった場合

そのまま放置して、指定された期日に裁判所に出頭せず、かつ事前に請求を争う旨の書面を裁判所に提出しない場合には、相手方の主張を認めたものとされてしまうため、敗訴する危険があります。身に覚えのない請求の場合には、**ア．指定された期日に裁判所に出頭する**とともに、**イ．その期日に先立って自分の言い分を記載した「答弁書」という書面を提出**しておく必要があります。

3．本当の裁判所からの通知ではないと確認された場合

こちらから連絡する必要はまったくありません。ただ、不安に思われる場合には、消費生活センター等に相談されることをお勧めします。

大阪府消費生活センター

所在地： 大阪府中央区大手前1-7-31

大阪マーチャンダイズ（OMM）ビル 1階

最寄り駅： 地下鉄谷町線・京阪本線「天満橋」駅下車 1番出口すぐ

電話： 06-6945-0999（消費生活相談 月～金 9時から17時）

堺市消費生活センター

所在地： 堺市北瓦町2-4-16 堺富士ビル 6階

最寄り駅： 南海高野線「堺東駅」下車 北口すぐ

「西村晴天ホームページ」

をリニューアルしました。是非、ご覧ください。

URL：<http://nisimura.fugii.jp>

プロフィール

議会発言

府政報告・晴天ニュース

政治信条・実績

雑感・本日も晴天なり

東奔西走

特集記事

お問合せ

「自動車リサイクル法」が1月1日より完全施行

リサイクル料金は、クルマの所有者が負担

我々が普段乗っているクルマは、廃車された後、解体業者や破砕業者によって廃車1台当たり総重量の80%がリサイクルされています。

残りの20%は、シュレッダーダスト(ゴミ)として主に、埋立処分されていますが、処分費用の高騰などを原因として、不法投棄・不適正処理が危惧されています。

また、カーエアコンの冷媒であるフロンは、適正な処理をしないとオゾン層の破壊や地球温暖化問題をひきおこします。さらに、エアバッグは安全に処理するための専門的な技術を要します。

そこで、これらを適正に処理し、自動車メーカーが責任をもって、クルマのリサイクルを促進するために「自動車リサイクル法」が平成16年7月に制定されました。

1. リサイクル料金は、クルマの所有者が負担します。

シュレッダーダスト料金 エアバッグ類料金 フロン類料金
情報管理料金 資金管理料金

これらを、国から指定を受けた「(財)自動車リサイクル促進センター」が、管理します。

2. リサイクル料金の支払いの時期

新車購入の場合： 新車ディーラー経由で「促進センター」へ

既に、クルマを所有している場合：

車検時に整備業者経由、車検場内の関係団体経由で「促進センター」へ

廃車する場合：

自治体の登録を受けた引き取り業者経由で「促進センター」へ

(注) リサイクル料金を支払った際に、「リサイクル券」が発行されますが、売却、車検や廃車の際に必要となりますので、保管が必要です。

3. 中古車を購入した場合

車両価格にリサイクル料金をプラスした金額を、前の所有者に支払い、自動車とともに、リサイクル券を受け取ります。

府民相談は、ご遠慮なく下記へ！ <念のため、あらかじめお電話下さい>

大阪府議会議員 西村晴天(はるたか)事務所

H16.12

相談件数 : 162件

〒599-8236 堺市深井沢町 3315 番地 グラパスカイ701号
(泉北高速・深井駅東側へ下車。南へ約50米)

TEL : 072-277-3814 FAX : 072-277-8794 E-mail : nisimura@komei-fu.com
